平成２９年（フ）第１９６号
札幌市北区北34条西５丁目１番20―210号
債務者　住吉　祐司
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目６番地１
日の出ＨＫ３－１
債務者　柚原　璃菜
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２５０号
群馬県高崎市吉井町吉井743番地３　見晴荘２号
債務者　須藤比呂志
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１号
新潟県燕市新生町２丁目２番29号
債務者　伊藤　琴子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１号
新潟県村上市猿沢2704番地
債務者　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５号
新潟県阿賀野市寺社乙249番地　メゾン・ド・コトー303号室
債務者　立川　友子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１００号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口1514番地
債務者　田上　亜希
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地県営高雄住宅５棟204号
債務者　松原　美枝
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７号
愛知県刈谷市一ツ木町７丁目18番地６　エクセル築地101号、前住所愛知県知立市宝２丁目３番地35
債務者　大月　一晃
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６号
三重県松阪市駅部田町995番地　パークテラスガーデン108号室
債務者　村井　勝成
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２４５号
千葉市若葉区殿台町136番地１　ニューハイツ宍倉第２―201号
破産者　鈴木　英雄
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４６号
千葉市美浜区幸町１丁目21番20―1316号
破産者　岩柳　雄二
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５３号
千葉県市原市飯沼５番地１　アルカディア６号
破産者　船木ケイ子
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７３号
千葉県船橋市夏見台１丁目８番18―609号
破産者　滋野万留美
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
静岡県沼津市西島町18―68―１号、商業登記簿上の本店所在地静岡県沼津市蛇松町15番地の１
破産者　葵ソニック株式会社
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1256番地35
破産者　有限会社栄伸食品工業
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５４４号
川崎市川崎区塩浜３丁目15番６号
破産者　株式会社テクノコーポレーション
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
岐阜市太郎丸字樫木117番地の59
破産者　有限会社アールホームズ
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所